

東三河広域連合認知症高齢者等居場所検索支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東三河広域連合認知症高齢者等居場所検索支援事業（以下「この事業」という。）の実施について、東三河広域連合補助金等交付規則（平成29年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、東三河広域連合（以下「広域連合」という。）が、認知症により行方不明になるおそれがある高齢者等を介護している家族又は親族（以下「家族等」という。）に対し、高齢者等の見守りや行方不明時の居場所を早期に確認するGPSを始めとする衛星測位システムを用いた位置情報検索等サービス（以下「位置検索サービス」という。）を利用する場合における初期費用の一部を助成することと、家族等の介護負担の軽減を図ることを目的とする。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、広域連合とする。

(対象者)

第4条 この事業の対象者は、次の各号の全てに該当する高齢者等（以下「認知症高齢者等」という。）を介護し、広域連合構成市町村（以下「区域内」という。）に住所を有する家族等とする。ただし、東三河広域連合長（以下「広域連合長」という。）が必要と認めた場合は、区域内に住所を有していない家族等を対象者としてすることができる。

- (1) 40歳以上で認知症により行方不明になるおそれがある者
- (2) 区域内に住所を有し、在宅（見守りや支援等を受けられる居住系施設等を除く。）で介護を受けている者

(助成額)

第5条 助成額は、位置検索サービスの利用開始に伴う次に掲げる初期費用（以下「初期費用等」という。）とし、認知症高齢者等1人につき10,000円を上限とする。

- (1) 位置検索サービス加入料金
- (2) 本体機器購入にかかる費用
- (3) 充電用付属品等使用に必要な付属品購入費用
- (4) 本体機器を格納することができるシューズなど専用用品の購入費用（改造費

も含む。)

- 2 助成は認知症高齢者等 1 人につき 1 回とし、機器の破損、紛失等による再購入要する初期費用等は助成の対象としないものとする。ただし、長期入院などやむを得ない理由により位置検索サービスの利用を中止し、再度利用する必要があると認められる場合に限り再申請をすることができる。

(対象機器)

第 6 条 GPS 衛星等からの電波を受信することで位置を測定することを主たる目的とした位置検索サービス機器とする。ただし、携帯電話や携帯情報端末などを除く。

(申請等)

第 7 条 この事業による助成を希望する家族等（以下「申請者」という。）は、当該位置検索サービスに関する初期費用等の支払日から起算して 6 か月以内に、認知症高齢者等居場所検索支援事業助成申請書兼請求書（様式第 1 号。以下「申請書兼請求書」という。）に次に掲げる書類を添えて広域連合長に提出しなければならない。

- (1) 位置検索サービス取扱業者への申込書等の写し
- (2) 位置検索サービス取扱業者への初期費用等の支払を証明する書類の写し
- (3) 位置検索サービス機器の初期費用等及び仕様の分かる書類

- 2 申請者が区域内に住所を有しないときは、前項各号に掲げる書類に加えて、認知症高齢者等居場所検索支援事業申出書（様式第 1 号別紙）を添付するものとする。

- 3 広域連合長は、第 1 項の申請書兼請求書を受理したときは、内容及び認知症高齢者等の実情等を調査し、その結果を認知症高齢者等居場所検索支援事業助成決定（却下）通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

- 4 第 5 条第 2 項に規定するやむを得ない理由により再申請する場合については、第 1 項に規定する書類に加えて従前の位置検索サービスの利用を中止したことが分かる書類等の写しを添付し、広域連合長に提出しなければならない。

(実績報告)

第 8 条 規則第 10 条に規定する実績報告は、第 7 条第 1 項に規定する申請書兼請求書及び添付書類の提出をもって代えるものとする。

(支払)

第 9 条 広域連合長は、第 7 条の規定により交付を決定した後は、申請書兼請求書による申請者の請求に基づいて、当該金額を支払うものとする。

(返還)

第 10 条 広域連合長は、偽りその他不正な手段により助成金の支給を受けたと認める

時は、その決定を取り消し、助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(使用責任)

第11条 位置検索サービス機器の使用により生じた損害等について、広域連合長は一切の責を負わないものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、豊川市徘徊高齢者情報提供サービス事業実施要綱及び蒲郡市徘徊高齢者探索サービス事業実施要綱の規定によりされた処分、手続その他の行為は、平成30年度から令和2年度までの間、この要綱の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成31年3月31日以前に生じた初期費用等助成の申請については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、改正前の東三河広域連合徘徊高齢者家族支援サービス事業実施要綱の規定により作成されている様式第1号、様式第1号別紙及び様式第3号は、改正後の東三河広域連合徘徊高齢者家族支援サービス事業実施要綱の規定にか

かわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

